

## 3年間の流れを持った授業案の作成を通じて 得られた日本の中学校におけるメディア情報 リテラシー授業案作成の課題

五十里, 元子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学図書館司書課程

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Journal of Media and Information Literacy / メディア情報リテラシー研究

(巻 / Volume)

3

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

52

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

2021-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025523>

法政大学図書館司書課程

メディア情報リテラシー研究 第3巻1号、052-063

特集 「鈴木みどりとメディア・リテラシー研究：今日的意義、そしてこれから」  
——その後の実践——

## 3年間の流れを持った授業案の作成を通じて得られた 日本の中学校におけるメディア情報リテラシー授業案作成の課題

五十里元子

### 1. はじめに

筆者は、14年間勤務した中学校教員職をいったん休職し、2001年から2年間、立命館大学大学院鈴木みどり教授の元で、メディア・リテラシーを学び研究した。その後、元の職場に復帰して約17年間勤務し、2020年3月に退職した。その間、現役の中学校教員としてメディア・リテラシーの実践を模索してきたが、それは、困難と挫折の繰り返しだった。復職して10年以上の間、手探りでメディア・リテラシーの授業案を作ろうとしたが、どこから手をつけて良いかわからず、戸惑い続けた。また、復帰後に学校が激しい荒れの渦中にあり、教員の仕事がますます忙しさを増し、ますますメディア・リテラシーを現場で実践することの困難を感じていた。

しかし、教員生活最後の6年間—2014年度から2016年度の3年間、さらに、2017年度から2019年度の3年間—に、メディア・リテラシーあるいはメディア情報リテラシー（以下、MIL）の授業案の3年間の授業案の組み立てを学年の教員とともに作成することができた。今の日本の学校でクリティカル・シンキング（批判的思考）に基づいた授業案を投げ入れることの困難さについては、理由をいくつも挙げることができるだろう。例えばメディア・リテラシー教育の授業案の研究においては、「教材開発」「評価・目標達成」をテーマにした研究、及び「メディアのあり方を提案する能力」の育成をねらいとした実践研究の割合が低いこと、さらには、中学校における研究事例の少なさが報告されている（手塚ほか2021<sup>(1)</sup>）。しかし、では、なぜ筆者の勤務する学校では、2014年にメディア・リテラシー授業案を作成し始めることが可能だったのか、またどのようにして3年間の流れを持つ授業案を作成できたのか、これらは、自分でも実は無我夢中でのことであり、原因は不明なままであった。筆者の作成した授業案が、果たして批判的思考を目指したメディア・リテラシーあるいはMILの授業案と言えるかは、また別で論じなければならないが、少なくともメディア・リテラシーあるいはMILを目指した授業案の作成が日本の中学校現場で可能になった原因をここで改めて考えることで、今後の過酷な日本の学校現場で、メディア・リテラシーの実践を広めるために必要な要素は何なのかを考察し、今後の課題の一端を明らかにしたいと筆者は考える。

そのために、2章では、指導案の3年間の大きな流れと、主要なトピック（テーマ）ごとの授業案における目標、活動、問いを取り出して、授業案の概要を記述する。3章では、なぜ3年間の流れを持つ指導案が作成できたのかを、6つの要素から分析する。4章では、そこで得られた要素をまとめ、今後の日本の中学校の現場においてMILを広めるために必要なことを考察し、提案する。

ここで、MILという語をメディア・リテラシーに並列して使ったのは、次のような理由である。メディア・リテラシーとは、鈴木みどりによれば、「市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し、評価し、メディアにアクセスし、多様な形態でコミュニケーションをつくりだす力をさす。また、そのような力の獲得をめざす取り組みもメディア・リテラシーという。」（鈴木 1997 P8 pp7-9）と定義されている。しかし、この概念に関して、テレビや映画などのマスメディアのリテラシーに限られるように捉えられることもある。しかし、メディア・リテラシーの先駆的提唱者のレン・マスターマンによるメディア・リテラシーで出されるメディアへの問いかけ（マスターマン 2010）は、インターネットなどのデジタルメディアやそのコンテンツにも適用できるものである。ゆえに、コンテンツを含むデジタルメディア全体に対しても、メディア・リテラシーという語を使用できると筆者は考えている（五十里 2004）。しかし、2011年にユネスコが発行した『教員のためのメディア情報リテラシー・カリキュラム』の中で提唱したMILという概念は、従来のメディア・リテラシーと情報リテラシーの要素を統合した概念（和田ほか 2014）として提示されている。ユネスコはMILを「デジタル時代のメディアと情報について批判的に考えるために必要なスキル」と定義し、2011年と2021年の2度にわたってMILのカリキュラムを発表した。特に、2021年に発表されたカリキュラム第2版では、COVID-19のパンデミックの際の偽情報の拡散（ディスインフォデミック、Disinfodemic<sup>(2)</sup>）が市民の生命と権利を脅かしている問題、ディスインフォデミックやヘイトに関与したプロバイダーの問題、ステレオタイプな偏見や人権侵害、人工知能（AI）が社会に及ぼす影響、など、パンデミックで露わになった多くのメディア社会の課題にも言及し、MILをSDGsと結びつく市民の利益となる力と位置付け、地球上のすべての人が獲得すべき能力であると強調している。ユネスコのこの問題意識を筆者も共有し、この概念と問題意識を日本でも広めていくために、メディア・リテラシーの語をMILに置き換えて、以下を記述する。

## 2. 3年間の流れを持ったMIL授業案の概要

### 2-1 3年間の流れの概要

筆者と学年教員とが作成した3年間のMIL授業案の流れの概要を図1に示す。これは、2014年4月からの3年間と2017年4月からの3年間の2つの学年で実践した流れである。実際には、1つ目の学年では3年1学期の授業「デジタル化と個人情報」と講演「スマートフォン（以下、スマホ）と個人情報」はない。また、1つ目の3年2学期に男女共生の人権学習全5時間の2時間を「テレビコマーシャルとジェンダー」の授業案が存在したが、2つ目の学年ではこの授

業案は3学期の子どもとメディアの授業案に含めたため、図1のすべてを2つ目の学年で実施したわけではない。そこで図1中では、主要なトピックを『』で、臨時的に投げ入れたトピックを「」で表した。なお、図1中で「トピック」とあるのは、数時間の授業案のまとまりで扱うMILの中のテーマのことである。

表1 3年単位のメディア情報リテラシーの実践の流れ

学年	学期	授業案	時間数	授業以外の動き
中学1年	1学期			携帯スマホアンケート
		授業案『ネットいじめ』	(2時間)	
				三者懇談でアンケート結果などの学年通信
中学2年	2学期			携帯スマホアンケート 三者懇談でアンケート結果などの学年通信
	3学期	授業案『情報の信頼性』	(4時間)	
中学3年	1学期			携帯スマホアンケート
		授業案「デジタル化と個人情報」	(1時間)	特別講演会「スマホと個人情報」
	2学期	授業案「広告とジェンダー」	(4時間 中の1～2時間)	
	3学期	授業案『子どもとメディア ～個人情報と商業主義』	(4時間)	
入学式				3年間の携帯スマホアンケート結果から携帯・スマホについて問いかける学年通信

(2014年4月～2019年3月)

## 2-2 主要な授業案の内容の概要(目標、活動、問い)

3年間の各トピックごとの授業案の概略を以下に紹介する。ここでは、図1中で「」つきで示した臨時的に投げ入れたトピックの授業案は含んでおらず、主要なトピックだけを提示した。臨時的な授業案については、別の章で述べる。また、主要なトピックの授業では、知識を教授する方法に偏らず、なるべく子どもたちによる分析・グループの話し合いが行われるよう組み立てている。それがわかるように、各授業案の目標、活動、主要な問いをそれぞれ記述した。各授業案は2～5時間の連続した学びの案になっており、それぞれの時間ごとに詳しい指導案はあるがここでは紙幅の関係で省略した。

### a. 1年時 ネットいじめと個人情報

#### <目標>

子どもたちが、

- ・ ネットいじめにどう対処するか、被害・加害・傍観者の立場から解決法をさぐる
- ・ ネットには、「匿名性、消せない、拡散する」という特徴があることを知る
- ・ 対処法を考える中で、自分の悩みを人に伝える力をつける
- ・ デジタルメディアを持っていない子も社会的問題としてネットいじめを知り対処できる

- ・私たちがデジタルメディア環境に囲まれていることを知る

<主な活動>

- ・ネット上で人にされては嫌なことを5枚のカードで順位付けする
- ・グループで体験やいじめ対策へのアイデアを話し合う
- ・嫌な思いをした時の対処法をグループで考え、クラスに発表する

<問い>

- ・ネットいじめは、現実世界のいじめと同じだろうか、違うのだろうか？違いがあるとしたら、どのような点が違うのだろうか？
- ・グループトークの途中でいきなり悪口が書き込まれた。あなたならこのあと何て返す？
- ・もし自分のことがSNSや掲示板に書き込まれているのを見つけたとき何ができるだろう？

**b. 2年時 情報の信頼性と商業主義**

<目標>

子どもたちが、

- ・情報は変形しやすいものであることを知る
- ・どこまでが情報でどこからが広告なのか区別が付きにくいことに気づく。
- ・メディアへの「問い」を体得することで、情報の信頼性を検証できるようになる。
- ・根拠に基づいた意見表明を行うことで、情報に関するステレオタイプな考え（「ネットは信頼できない」「ネットは信頼できる」など）から脱する

<主な活動>

- ・伝言ゲーム<sup>(3)</sup>
- ・ウィキペディアがだれに作られ、内容が書かれているのかを調べる
- ・Yahoo!のトップページを「内容（情報）」と「広告」に分類・分析し話し合う。

<問い>

- ・情報はどのようにして壊れていっただろうか。説明しよう。
- ・ウィキペディアは信頼できるだろうか、できないだろうか、その根拠を述べながら班で意見を作成しよう。一つの意見にまとめなくてもよい。
- ・Yahoo!で売っているものはなんだろう？
- ・情報と広告のさかい目は何だろう？

**c. 3年時 小さな子どもとメディア～商業主義・個人情報**

<目標>

小さな子どもたちが、

- ・どこまでが内容（情報）でどこからが広告なのかの区別が付きにくいことに気づく
- ・メディアがお金儲け、個人情報の取得に関わっていることを知り、説明できるようになる
- ・小さい子どもたちのためどのような広告やメディアの規律があるか言えるようになる
- ・市民の権利である知る権利と行動とに関係があることに気づく
- ・市民としてメディアのルール作りに参加する権利があることに気づく

#### <主な活動>

- ・小さな子ども向け番組のテレビコマーシャルを分析する
- ・個人情報や広告に関して小さい子どもたちのためにどのような法規制があるのかを知り、今の日本に必要なルールを考える

#### <問い>

- ・カナダやアメリカでは、テレビ広告と子どもに関して、なぜこんな規制をしているのだろうか？
- ・それぞれのCMではどのような広告の戦略が使われているだろうか。説明しよう。
- ・それぞれの広告戦略は、私たちにどのような影響を与える可能性があるだろうか、グループで話し合おう。
- ・小さい子どもたちがネット上で知らないうちに個人情報を差し出したり、お金儲けの対象とされたりすることに対して、日本でも、どのような法規制が必要だろうか。グループで話し合っ提案してみよう。

### 3. 3年間の流れをもったMIL授業案の作成はなぜ可能だったのか

図1に示した「3年間の流れを持った授業案」は、なぜ作成できたのだろうか。ここでは、主要な3つの指導案を次の6つの要素を使って振り返り、考察したい。すなわち、(1)なぜMILが必要だと学年で同意が得られたのか、(2)MILのどのトピックを取り上げるか、(3)どのように授業案実施の時間を作り出すのか、(4)学びの基本形(分析と問い、対話)をどう生かすか、(5)教材をどのように作るか、(6)授業案だけではない取り組みの広がりをもどのように作るのか、の6点にわたって振り返り、考察する。

#### 3-1 なぜ学年教員にMILが必要だという同意が得られたのか

教員が授業案を作成する際、もっともその動機となるのが、子どもたちにとっての必要性である。教科として提示される教育内容以外に、人権学習の指導案が大阪などで多く作成されてきた。その背景には、障害者、被差別部落、在日朝鮮・韓国人などの日本以外にルーツを持つ人々の問題、核兵器や原子力発電所などの平和や環境問題など、極めて多くの指導案が教員の手によって作成されてきた。

MILも、子どもたちにとってこの取り組みが必須であると教員たち自身が捉えられるようになれば、授業案を作る動機も必ず生まれるだろう。私の勤務する中学校でそれができたのは、携帯電話のLINE上で悪口を広められたことがきっかけで学校に来られなくなった生徒がいた、という携帯が関係するいじめ事件が学校内で起こったことがきっかけだった。2014年当時、携帯・スマホというメディアが子どもたちに与える影響は、良い面も悪い面も含めて極めて大きいことが教員の間で理解されつつあった。このデジタルメディアの普及の中で、あらためてメディアと子ども、メディアと私たちや社会の問題が大切であることが共通認識になってきていた。子ども

にメディアについて考えるきっかけを作りたい、という環境が生まれつつあったのだ。

もう一つ、授業案の組み立てを可能にした原因は、若い同僚の教員の授業後の次のような感想だった。「(子どもとメディアは) 前から教えたいと思っていたテーマだった。でもどのようにして教えればいいのか自分ではわからなかった。」この言葉は、MIL を教えるためには教員にも特別な学びを行う必要があることと、MIL が子どもたちにとって必要であることの両面から出てきている。この感想を力に、この学年でなら授業案を提案して実践に繋げられる可能性があると感じ、学年に提案できたのである。

MIL の必要性は、私たちにとって不可欠な学びであること、民主的で持続可能な社会を作っていくために、私たちのコミュニケーションがどのように作られていく必要があるのか、という切実で重い課題と強く結びついている。人生において最後の学びの場になるかもしれない中学校で、必須の学びとしていくためには、やはりすべての人が MIL の学びを時間をかけて保障される必要があるのだ。

### 3-2 MILのどのトピックを取り上げるのか

MIL の学びにおいて重要な要素は、トピックとリプレゼンテーション分析と問いの設定である(和田他、2014,21,125-31)。そのうち、まず取り上げるべきトピックが教員間で共有できていなければ、そもそも授業の実施につながらない。子どもとメディアに関するトピックは多岐にわたる。例えば、ユネスコの MIL のモジュールユニットには、「シチズンシップ」「報道とジャーナリズム」「メディアと情報のリプレゼンテーション」「広告と収益や政治」「情報リテラシー」他多くのトピックがある。鈴木によるメディア・リテラシーの学びの実践では、「授業の流れを基本概念をタテ軸に、メディア問題のテーマを横軸に」授業の組み立てが行われる。基本概念とは「メディアは構成されている」「メディアは現実を構成する」、などの8つのキーコンセプトであり、テーマとしては、「ターゲットオーディエンス」「売っているもの」「人権と報道」「家族とは幸せとはなどの価値観」「子どもとメディア」など、こちらも多岐にわたっている(鈴木、2004)。これらのどれを扱ったら良いかが授業案の組み立て時の最初の問題である。筆者には、中学1年生の担当学年の時に、先に述べた事件をきっかけに、まず「携帯・スマホといじめ・個人情報」というトピックが浮かび上がった。当時すでに学校現場では、「携帯・スマホといじめ」という切り口が1番の関心事になっていた。大阪府の研修において MIL の内容はほとんどどこにも見つからないが、「ネット・スマホの問題と子どもの人権」というトピックだけはそれに近いものとしてある。しかし、それは、「携帯・スマホを使いたいじめはやめましょう」「ひどい書き込みはしないでおきましょう」「怖い人に騙されないようにしましょう」などの、いじめと犯罪の文脈で、子どもたちに心掛を教授するような問題の立て方になりがちであり、MIL の学びにならない。そこで、携帯・スマホというメディアと私たち(子どもたち)との関係を改めて考えるきっかけにすることを学びの目標にした。そして、犯罪の文脈だけでなく個人情報トピックをそこに取り入れることにした。これらのトピック設定の下地には、カナダ・メディア・アウェアネス・ネットワーク(以下、Mnet<sup>(4)</sup>)から大きなヒントを得ている。2001年

当時、Mnet はインターネットを中心としたデジタルメディアをめぐる子どもとメディアの諸問題を取り上げた「Webawareness<sup>(5)</sup>」という特別サイトを立ち上げていた。「Webawareness」ではデジタルメディアにおける子どもについて「ネット上の安全 (Safe Passing)」「情報の信頼性 (Fact or Folly)」「商業主義と個人情報 (Kids for Sale)」という3つのテーマを立てている。そのうち、例えば「ネット上の安全 (Safe Passing)」においては、いじめ、差別 (ヘイト)、攻撃的で不法なコンテンツへの対策、クッキーなどを通じた個人情報のさらけ出し、検索サイトの特徴など、広い文脈で安全性を捉えた提案を行っていた。また、「情報の信頼性 (Fact or Folly)」では、ネット上の情報には編集者がいないこと、自分でネット情報の信頼性を確認するためには一定のスキルが必要なこと、情報の背景にお金儲けが絡んでいる場合に情報に偏りが生まれることがあること、などが述べられていた。また、「商業主義と個人情報 (Kids for Sale)」では、遊びのサイトに潜む個人情報の曝け出し、マスメディアで生まれていた子どものための法規制がネットでは規制がかからず子どもが直接マーケティングの対象にされること、などの問題が語られていた。このようなメディアと子どもの関係の捉え方は、日本ではほとんど存在しない。失われた日本での文脈を取り戻したいと筆者は考えていた。そこで、1年時に「ネットいじめと個人情報」、2年時に「情報の信頼性と商業主義」、3年で「子どもとメディア～商業主義と個人情報」というトピックと大きな流れを作成していった。こうして、子どもたちの生活実態を背景として抑えつつ、現在世界中で問題になっているメディアと私たちの問題をトピックにする、という流れが出来上がった。

### 3-3 どのように授業案実施の時間を作り出すのか

中学校の授業時間は1年間の時間割が決められており、そこにMILの実践を組み込んでいくのは、かなりの困難を伴う。しかし、すでに大阪では、人権学習として使ってきた時間である道徳・学活・総合の時間がある。筆者は、これらの時間を横断的に使ってMILの授業案を組み立てた。2019年の中学校における道徳の教科科によって、さらに人権学習の時間を取るのが難しくなったという声もあるが、これらの時間を横断的に使うことは、学校の自由な裁量の範囲であり、何よりもMILの必要性が叫ばれる今こそ、使える時間として確保できる環境を整えるべきである。

実際、この授業案を組む際も、どの時間を使えるかはその時々によって異なり、臨機応変な改編を必要とした。行事が入っていたり、短縮授業があったりする中で、その間を縫うように時間を作っていくのだ。調整が重要だが、それを了解する学年教員と学校体制と管理職の理解がなければ、こういう新しい実践はできない。筆者の勤務校ではさまざまなテーマの人権学習の実施のために、横断的な時間割を組むという方法を数十年前から実施しており、それが、MIL実施の時間を生んだのである。

### 3-4 学びの基本形 (分析と問い、対話) をどう生かすか

メディア・リテラシーの学びの基本には、テキスト分析し、その後、問いによるグループでの

対話を実施する、という一連の学びの形式がある。これは、メディアが私たちに提示するテキストのリプレゼンテーション（再提示）を分析により脱構築する学びである（鈴木 2004）。中学生にこれはむずかしいのではないかと考えていた筆者だったが、6年間の実践の中で、十分可能であることがわかった。それぞれのトピックにおける分析活動と問いは、2章で示した通りである。MILの授業案を作成するときに、最もエネルギーと時間を費やすのは、この分析などの活動と問いの作成である。どんなテキストをどのように分析し、どんな問いを立てて対話を作るのか、がMILの学びにおいて最も大切である。これは、メディア・リテラシーの学びを系統的に経験しないと習得できないと筆者は考える。例えば、1年時の「ネットいじめと個人情報」における問いは、まだまだMILとして練れていないため、気をつけましょうという心掛けの押し付けの授業になる可能性もある。再吟味が必要だが、個人情報のさらけ出しと携帯・スマホの関係について考えることはできたし、その後のさまざまな事件の発生に歯止めをかけることに成功していると学んでいるのが年教員の感想である。

### 3-5 教材をどのように作るか

各授業案で使用した教材を図2に示した。教材は、すでにあるものを利用したもの、独自に素材を集めたものなどさまざまである。トピックに沿った教材をどう作るかは、対象が子どもであっても、大人であっても変わらない。

表2 授業案ごとの教材と出典

授業案	教材	出典／参照
「ネットいじめ・個人情報」	『いじめをノックアウト』シート	NHK
	NHK『いじめをノックアウト』DVD	NHK
「情報の信頼性・個人情報」	ゲーム用素材カード（サザエさん、ドラえもん、せんたくん、たまねぎサンちゃんなど）	独自
	サイト分析のモデルシート	メディアリテラシー教育用教材開発研究会『ネット時代のメディアリテラシー教材 報告書』
	メディア分析のモデルシートYahoo!のトップページの拡大版コピー	メディアリテラシー教育用教材開発研究会『ネット時代のメディアリテラシー教材 報告書』
「子どもとメディア～商業主義・個人情報」	プリント資料『カナダとアメリカの子どもとCMに関する』	独自
	DVD『子ども向け番組のヒーローとコマーシャル（CM）』	独自・録画
	DVD『キャメロン・ラッセル「TED: ルックスだけがすべてじゃない。」』	TED
	DVD『テレビCM3つ』（ファブリーズ、メグリズム、燻製屋）	独自・録画
	DVD『ネットの間』、『地球温暖化と発言する若い人びと』	NHK

教材は出典を明示しつつ、独自で録画などによってテキストを収集しなければならない。トピックと問いにふさわしい適切な教材を見出せるかどうかが大切である。図2の中には、ネット上で発見した「絵伝言ゲーム」やメディア・リテラシー教育用教材開発研究会の授業資料を参考にして教材を準備したものもある。MILの実践が積み重なり、互いに交流していく時代はもうすぐかもしれない。

### 3-6 授業案だけではない取り組みの広がりをもどのように作るのか

図1にもあるように、筆者は、取り組みの1年時から携帯・スマホのアンケートを毎年実施してきた。それは、まだ携帯・スマホの利用がそれほど多くなかったので、今後の変化を知るためと、子どもたち・保護者に、携帯・スマホというメディアについて考える材料を提示したかったからである。いじめに携帯・スマホが多く関係し始めていた2014年に、携帯・スマホを持つことが当たり前なのか保護者も悩んでいることは十分推察できた。でも、どのようにして持つか持たないかを判断すれば良いのかを保護者にも考えてもらうために、生徒アンケートの結果を使って、スマホ利用について保護者にも働きかけ、「家庭でのスマホ・携帯ルールづくり」を提案することにした。ルールは、カナダMnetなどの提案を参考に、筆者が改変を加えたものである。長期の休みの前に行われる学期末の3者懇談で担任からアンケート結果を説明し、携帯・スマホを子どもが持つのか、もたないのかも含めて子どもたちと保護者とで話し合う材料にして欲しいことと、もし持つなら、その責任と家庭内のルールも子どもと共に考えるという提案を同時に行った。これを3年間繰り返し、新学年入学時の学年通信にも3年間のアンケート結果、起こっていた問題点やルール提案などを行った。その結果の効果を測る数値はないが、携帯・スマホによるいじめやトラブルが、同じ学校の他学年より格段に少なかったこと、個人情報である他者の写真が掲載された時に、それを目撃した子どもたちの反応が、冷静で批判的であったこと、などがわかっている。メディアと自分との関係について考えることの重要性は、大きいと考える。

年間計画当初に予定になかった人権学習などに投げ入れ的にMILを配置することもあった。例えば、男女共生のテーマで行う人権学習において、ジェンダーと労働の問題を考える流れの一つに、テレビコマーシャル分析を記入し問いでグループ対話をし、その際、ステレオタイプの概念の紹介をあわせて行った。身近な洗剤などのコマーシャルのリプレゼンテーションを分析することができ、そのリプレゼンテーションが自分たちの価値観とどのように関係するのか、あるいはしないのかを考えることができた。あるいは、図1にもある3年1学期のスマホと個人情報の講演会が特別に実施されたが、筆者はあらかじめ聞いた経験があり、その講演内容に課題を感じていた。すなわち、講演者は「スマホは大量の個人情報を自ら曝け出すメディアである。」と個人情報の管理の方法を具体的に教えながら、ではなぜ個人情報を大切にしなければならないのかというと「自分が若い頃、子どもの頃にふざけて言ったり書いたり撮影したりした内容が、将来企業などにすべて知られてしまい、就職に不利になる可能性がある」というメッセージを強く送っていたのだ。大阪府内でも人気の講演者による講演であり、わかりやすいと高い評価を学校関係者から得ていたが、これをMILの観点で見ると、文脈があまりに偏りすぎている。個人情報

報の曝け出しの問題は、商業主義、監視社会など、大きな社会問題とも結びつく、多様な文脈を持っている。個人の就職の損得の話で終わってはならない。そこで筆者は、他学年の教員の協力も得て、「デジタル・メディアと個人情報」というトピックで、個人情報はなぜ大切なのか、政府や企業はなぜ個人情報を欲しがらるのだろうか、といった問いを通じて、経済のグローバル化の中で個人情報が地球規模の市民社会で問題にされていることに触れることができた。こうした臨時の投げ入れの授業にも人権学習や道徳の時間を使って、MIL を実施することができた。

その他、MIL にとって大切な取り組みが学年や学校の中にあっことも、授業案の実施を支えていたことを述べておかねばならない。それは、各教科での取り組みと図書館司書の先生と連携しての取り組みの存在である。例えば、国語科では近年、教科書にメディア・リテラシーに関する教材が掲載されている。導入としての意味は大きい。また、社会科では、公民や歴史の時間にメディアの通史を教えたり、写真や絵画などの教材資料を提示する時に、出典や信頼性、映像言語としての読み解きなどを行っていた。技術での情報教育も重要だ。教科以外では、図書館司書の先生との連携が行われた。すなわち、理科や社会科や人権学習としての平和学習の宿題として論文・レポートの書き方を指導する際に、論理的・批判的思考の方法について簡単だが学ぶ機会を作った司書の先生がプリントを準備し、図書室で1クラスずつ授業をしてくださった。問いを立て、論証の方法を提示し、最後にその結果と課題を書く、という論理展開の流れについての簡単な紹介だが、出典の明示の重要性や、説明の順序など、批判的思考の基礎となる学びになっていた。MIL は単に何時間かの授業だけで獲得できるものではなく、教科を超えた、多くのチャレンジが組み合わさってこそ、カリキュラムとして機能し始めるのではないだろうか。

#### 4. まとめと考察～今後のカリキュラム作成のために必要なこと

以上見てきたように、中学校における MIL の授業案やカリキュラは、生徒の生活の中の必要性と強く結びついた時に教員によって生み出されるものである。子どもたちとメディアについて社会から失われがちな文脈を考慮に入れて必要なトピックを選び出し、時間を臨機応変に編成する柔軟性を持つ学校でしか、MIL は育たない。さらに、トピックにとって必要な教材を作り、何を分析しながら問いの対話を作るかに力を注がなければならない。そして、特別な時間帯の授業としての MIL ではなく、学校の中に批判的思考をうむための教科縦断的な取り組み、図書館司書との連携、保護者への積極的な働きかけ、なども必要であることが示された。

しかし、もう一つ必須の要素は、メディアについての学びを必要だと考える教員自身が MIL をまったく知らない、学んだこともない状態に置かれている、という点である。MIL は指摘されている通り、特別な学びを必要とする（ユネスコ 2021）。そこを抜きに、MIL の必要性の自覚の有無を教員のみにも迫るのは、筋違いである。そうではなく、この MIL の学びを、すべての教員に、費用と時間を公的に保障する必要がある。断片的な1回の研修ではダメである。コースとしてカリキュラムを作る必要がある。その上で、教員の超過勤務を大きく縮減することも同時に必須である。教員は、目の前の子どものために、自律的に教材を研究し、授業案を組み立

てる能力も気持ちも持っている。必要なのは、環境の保障である。

ことに、2020年に始まったCOVID-19パンデミックによって情報格差という社会問題が顕在化し、メディアが重要なコミュニケーションを生み出すが故に、MILの必要性は前にも増して高まっている。さらに、ギガスクールによる学校へのデジタル機器の導入で、現場の教員に過剰な負担を増やしつつ、アクセスできない家庭環境にある子どもたちの存在、電磁波による健康被害への心配、など、学校におけるメディアに対する教員の問題意識を生んでいくだろう。しかし問題はそれだけでなく、企業が開発したソフトが無批判に学校に導入され、教員と生徒たちの個人情報企業と政府の手中に容易に収められるという問題も起こっている。「監視資本主義社会」が誕生しつつあると言われる中、教員がメディアと社会や子どもたちの関係について語る力が不可欠である。その上で、柔軟な学校の運営を可能にし、民主的な学校環境を作ることが、MILの実現の1番の早道である。教員には、次のような地位と力が与えられていなければならないのだから。

「教育職は専門職としての職務の遂行にあたって学問上の自由を享受すべきである。教員は生徒に最も適した教材および方法を判断するための格別の資格を認められたものであるから、承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである。」(ILO/UNESCO「教員の地位に関する勧告」1966)

なお、本稿では3年間の流れを持つ授業案がなぜ作成できたのかを6つの側面から分析してきたが、この授業案そのものの評価は十分論じることができていない。

研究用ではなく働く現場で生まれてきた指導案であるため、評価の指標も揃っていない。しかし、MILの指導案の内容を分析・評価することもまた今後の指導案作成のために重要である。今後の研究課題である。

## 謝辞

鈴木先生が亡くなられて、15年経つ。当時、現任教員に戻っていた筆者は、部活動のために葬儀にも参列できず、メディア・リテラシーの授業案を組み立てることもできずにいた。その後、約6年間かけて何とか組み立てはじめた指導案は、課題も多くまだまだ未完である。しかし、現役時代に疲れた頭で必死に作成したこの指導案を、改めて振り返る機会をいただいた、坂本旬先生をはじめとする法政大学図書館司書課程のみなさま、アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センターのみなさま、そして亡き鈴木みどり先生に、心から感謝の気持ちを申し上げます。

- 
- (1) 日本教育メディア学会における学校教育を対象としたメディア・リテラシー教育の実践122例を整理した。
  - (2) COVID-19をめぐる偽情報が流布していることを指す。WHOが最初に2021年2月2日に信頼できる情報源や信頼できる情報へのアクセスを妨げている「大規模なインフォデミック」について述べている。ユネスコは同名のブリーフを2冊出し、この問題を訴えている。(UNESCO,2021)

- (3) 吉田貴昭氏の実践  
<https://www.kairyudo.co.jp/general/data/contents/05-data/03-ko/joho/jissenjirei/mini-121207-01.pdf>  
 (2014.9.28 参照)
- (4) 現在は、Canada's Centre for digital and medialiteracy。同組織は、現在、MediaSmart の名前のサイトを運営している。<https://mediasmarts.ca/> (2021年7月29日閲覧)
- (5) 現在、この特設サイトはなくなっている。しかし、ほぼ同じ内容は脚注4のサイト内に多く残されている。

#### 引用・参考文献

- 鈴木みどり編 (1997) 『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』 リベルタ出版
- 鈴木みどり編 (2004) 『新版StudyGuideメディア・リテラシー【入門編】』 リベルタ出版
- レン・マスターマン (2010) 『メディアを教えるークリティカルなアプローチへ』 (宮崎寿子訳) 世界思想社
- 手塚和佳奈,佐藤和紀,三井一希,板垣翔大,泰山裕,堀田龍也 (2021) 「日本教育メディア学会における学校教育を対象としたメディア・リテラシー教育の実践研究の整理からみる今後の実践課題」『教育メディア研究』 Vol.27, No.2, pp.101-119.
- 森本洋介, 岡井寿美代, 久保敬 『小学生～高校生向け ネット時代のメディア・リテラシー教材報告書』 メディア・リテラシー教育用教材開発研究会, 2012
- 吉田貴昭 <https://www.kairyudo.co.jp/general/data/contents/05-data/03-ko/joho/jissenjirei/mini-121207-01.pdf> (2014.9.28参照)
- 和田正人, 森本洋介, 斎藤俊則 (2014) 「ユネスコ「教師のためのメディア情報リテラシー・カリキュラム」の日本での実践における課題」『教育メディア研究』 Vol.21, No2, pp.11-24.
- 五十里元子 (2004) 「インターネットのメディア・リテラシー、その基本と実践ーM ネット分析を通じて考えたことー」『fctGAZETTE』 Vol.23, NO.83. pp.16-19. FCT市民のメディアフォーラム
- ILO / UNESCO 「教員の地位に関する勧告」(1966) [http://portal.unesco.org/en/ev.phpURL\\_ID=13084&URL\\_DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.phpURL_ID=13084&URL_DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html) (2021.7.29参照) 訳文：三河教職員組合 <https://mikawakoro.up.seesaa.net/image/E383A6E3838DE382B9E382B3E69599E593A1E381AEE59CB0E4BD8DE381AB996A2E38199E3828BE58BA7E5918A.pdf> (2021.7.29参照)
- UNESCO (2021) Summary: Media and Information Literacy Curriculum for Educators and Learners (Second Edition) .[https://en.unesco.org/sites/default/files/mil\\_curriculum\\_second\\_edition\\_summary\\_en.pdf](https://en.unesco.org/sites/default/files/mil_curriculum_second_edition_summary_en.pdf) (2021年7月19日閲覧)
- UNESCO (2021) DISINFODEMIC: De cipheryng COVID-19 disinformation.<https://en.unesco.org/covid19/disinfodemic,2021> (2021年7月23日閲覧)
- Wilson, C., Grizzle, A., Tuazon, R., Akyempong, K., Cheung, C-K. (2011) Media and information literacy curriculum for teachers. UNESCO.France.  
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000192971> (2016年2月14日閲覧)
- (和田正人・森本洋介監訳, 2014, 『教師のためのメディア・情報リテラシーカリキュラム』, UNESCO & The Asia-Pacific Media and Information Literacy Education Centre (AMELIC) ,JAPAN)